

【春日井市建設工事成績評定結果活用要領の運用について】

- 1 入札を公告した日に対して前5年度に完成した工事(発注の際に求めた建設業法の規定に基づく業種区分が当該入札に付する工事と同一の工事に限る。)の評定の各年度の平均点の平均が65点以上ない場合は、制限付き一般競争入札に参加することが制限されます。

事例1：評点を受けていない年度がない場合

前5年度の平均点の平均(※1)が65点以上でないため

	(N-5)年度	(N-4)年度	(N-3)年度	(N-2)年度	(N-1)年度	N年度	N+1年度
一般競争	A工事 62点			H工事 66点		参加制限が適用されます	N工事 66点
指名競争	B工事 66点 C工事 63点	D工事 65点 E工事 64点	F工事 65点 G工事 65点	I工事 67点	J工事 68点 K工事 64点	L工事 66点 M工事 65点	O工事 68点
各年度の平均点 (小数点以下切捨て)	63点	64点	65点	66点	66点	65点	67点
前5年度の平均点の平均 (小数点以下切捨て)	64点(※1)						
						65点	
						65点	

事例2：評点を受けていない年度がある場合

前5年度の平均点の平均(※1)が65点以上でないため

	(N-5)年度	(N-4)年度	(N-3)年度	(N-2)年度	(N-1)年度	N年度	N+1年度
一般競争			A工事 62点	D工事 62点		参加制限が適用されます	I工事 66点
指名競争			B工事 66点 C工事 63点	E工事 66点 F工事 65点	G工事 65点	H工事 68点	J工事 67点
各年度の平均点 (小数点以下切捨て)	評点なし	評点なし	63点	64点	65点	68点	66点
前5年度の平均点の平均 (小数点以下切捨て)	64点(※1)						
						65点	
						65点	

評点を受けていない年度があるので5では除しません。

評点を受けていない年度があるので5では除しません。

前5年度とも評点を受けているので5で除します。

2 異業種共同企業体が施工した工事の評点は、当該工事参加の要件となったすべての業種区分について、当該共同企業体のすべての構成員の評点(当該工事の契約時に建設工事の春日井市入札参加資格者名簿に登録がある業種区分に限る)とみなします。

事例：異業種共同企業体の施工工事で68点の評点が付与された場合

件名：上水道配水管布設工事（〇〇〇町）

参加要件：土木工事業、水道施設工事業の共同企業体

施工業者：A会社B会社共同企業体 構成員 A会社（土木工事業）
B会社（水道施設工事業）

名簿登録がないため、
評点とみなされません。

	A会社		B会社	
	名簿登録(注)	評点	名簿登録(注)	評点
土木工事業	有	68	無	—
建築工事業	有		無	
とび・土工工事業	有		無	
水道施設工事業	有	68	有	68

(注) 名簿＝建設工事の春日井市入札参加資格者名簿

当該工事の入札には、共同企業体の土木工事業での申込みだが、参加要件となった水道施設工事業についても、名簿登録があるため評点とみなします。